

住民投票条例案

反対18 賛成4で否決

「市庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例の制定」を求める直接請求が、3千936名の署名と条例案ともに選挙管理委員会に提出され、6月議会で取り上げられました。

6月17日、市長が反対意見を付し議案に

20日、請求者代表3名が意見陳述

代表の3名は、それぞれ制限時間10分で、議場で次のような意見を述べました。

① 条例案の内容に関すること

① 庁舎の統合・増築は、合併協定違反であり、市民への説明責任を果たしていない。

・議長が住民投票は不要であるとした理由は、次の通りです。

② 支所は、市民のよりどころ。東日本大震災の教訓から、地域で防災機能を果たすべきであり、支所を残すべき。

② 条例制定請求の要旨の内容に関すること

③ 大型施設は、市民に判断を仰ぐべき。

・高い耐震性を確保した。東日本大震災の教訓に逆行しない。

■ 提出条例案では、住民投票が実施できない

・合併特例債を使うので、市の負担分は年間約4千700万円。将来にツケを回したり、サービステラ下がつながらない。

《質問》 説明会をしないのはなぜか。

③ 庁舎統合・増築計画の必要性及び緊急性

《答弁》 今まで、市民に知らせる努力をしてきた。市長選のときも伝えてきた。現時点では考えていない。(市長)

・八開庁舎以外は、老朽化と耐震の問題がある。大地震への備えが必要。

《質問》 マイナス1.9mの場所の市役所に、水害があったら職員は通勤できるのか。

《答弁》 八開庁舎でも、行くまでの道のりが水につかる。また、地震となれば、全市の液状化が想定されている。

《質問》 この条例案は、他市で内容に不備があることで、否決されている。そのことを知って提出されたのか。

《答弁》 署名数が法定数を超えたので、そのまま議会に上程した。執行までの日数や、執行が選挙管理委員会では実施できない。

■ 26日、庁舎特別委員会で修正案を否決

市民提出の条例案では、住民投票が実施できないので一議員から修正案が提出されましたが、賛成少数で否決されました。

■ 28日、本会議でも否決
住民投票は実施しない
という。

× 住民投票に反対の意見

・平成18年「愛西市行政改革大綱」で、分庁方式等の抱える諸問題から、組織体制を再構築するとした。職員数を減らす中、庁舎だけを残すことに矛盾を感じる。

○ 住民投票に賛成の意見

・住民投票は、市長や議会と住民の民意がかけはなれているときも必要。

・市民提出の条文の欠陥のみを指摘し、不採択にするのは市議会の責任の放棄。

・市民が住民投票に訴えない限り、実態が明らかにならない。

・説明会を行わないなら、住民投票やむなし。